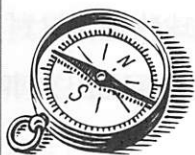




RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2008年 9月 第60号 By FP Compass

◇おかげさまで60号

皆様にお届けしています、このニュースレターもおかげさまで第60号となりました。

2003年(平成15年)5月に第1号を発刊してから、当初は毎月、今年から隔月になんとか発行させていただき、今回を迎えることができました。

発刊当初はスタッフ3名の時代から、今ではパートナースタッフを含め総勢15名とスタッフの数も増えてまいりました。

これもひとえに読者の皆様のご支援とご指導の賜と感謝申し上げます。

今後も、皆様にとって役に立つ情報をお届けしたいと思います。

◇預貯金、目減りの危機

食料品やガソリンなど身の回り品の物価が本格的に上がっています。

消費者物価指数(CPI)は2007年10月以来、9ヶ月連続で上昇し、生活実感からは「デフレ」を脱して「インフレ」に近づいているような「ポスト・デフレ」の感覚が強まっています。

家計への影響は大きく、預貯金や住宅ローンなどの資産と負債の見直しが必要となります。

全体的な物価を示すCPI総合の上昇率は2007年10月から2008年5月までの平均で0.8%ですが、今回の物価上昇は生活必需品ほど値上がりしていることが特徴で、購入頻度が高い品

目(おおむね月1回以上)の物価上昇率は過去8ヶ月の平均が2.3%、食料品や電気代など生活に欠かせない基礎的支出は1.5%と高くなっています。

これを基に1年もの定期(メガバンク:スーパー定期0.35%:税引き後0.28%)に実質金利を計算すると、実質金利がマイナスになります。

預金で利息は得られるものの、金利より物価上昇率が大きくなれば、預貯金が実質的に目減りします。

元金保証の定期預金は安全といわれていますが、インフレ局面の状態では、必ずしも安全とはいえず、むしろ、実質目減りのリスクに晒されます。

逆にデフレ局面では、金利が小さくとも、預金が目減りすることがなく実質金利は上がるようになります。

しかし、明らかな「ポスト・デフレ」の環境下では、物価の上昇率を上回る運用を考える必要性が生じます。かといって無理な運用は禁物であり、しっかり、時間とアセットクラス(資産クラス)を分散してプランニングする事が重要です。

◇東北地方にも災害集中

6月14日に岩手県内陸南部を震源にマグニチュード7.2の地震が発生し
死者:13名

行方不明:10名
負傷者:448名
建物全壊:23棟
建物半壊:65棟
建物一部損壊:1,090棟
火災:4件
被害総額:約1520億円
と大きな爪痕を残しました。

テレビでよく放映された栗駒山荘は私が学生の頃泊まった事のある山荘でしたので、大きなショックを受けました。

その地震の復旧もままならない7月24日にまた岩手県沿岸北部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。

今回の地震では8道県で171人が負傷し31棟もの建物が一部損壊の被害を受けました。

いままで、海洋型プレートに起因する大型地震のリスクが注目されていましたが、今回のように、山脈と盆地の境にある活断層による直下型地震の怖さを見せつけられました。

震源地が比較的浅く近いために揺れも大きくなり、居住地域が近ければ被害も大きくなります。

山脈と盆地の成り立ちは、地盤の横方向の圧縮があることが前提となっていますので、その歪みのために盆地の中は活断層が多く存在する事がいわれています。

最近でも蔵王山から村山地区の山際には活断層があるのではないかと報じられていました。

最上川周辺のみならず、奥羽山脈付近も地震発生リスクが高いと専門家は指摘していました。

つまり、日本列島の盆地ではどこでも地震発生のリスクはあり得るということになります。

災害は地震だけではありません。

福島大学の渡辺明教授(地球物理学)は「東北地方では、気象学の常識を上回る出来事が続いている」と話していました。

2007年度の国土交通省白書でも、東北では100年後の降水量が今の1.22倍になると推測しています。

それによって、洪水や土砂災害の危険が増加すると指摘しています。

一方で、白書では渇水被害の増加も警告しています。

今年の山形県内でも小雨が続き農作物への影響が心配されました。

しかし8月のお盆の頃に降った雨は、豪雨となった地域があり、とくに庄内・最上地方は短時間に多くの雨が降り、土砂災害や、道路や線路への冠水被害が報じられました。

このように、今までの常識が通用しないほどの激しい気象状況が既に起きていることを認識しなければなりません。

◇自転車事故の高額賠償化

事故当時54歳の看護師女性が市街を自転車で走行中、事故当時16歳の女子高生が運転した自転車に追突され大けがをしました。

女子高生は無灯火の上、携帯電話を操作しながら片手運転をしていました。

被害者の女性は手足に痺れが残って歩行困難となり、職も失ってしまいました。

この事故の判決は平成17年の横浜地裁で下されました。

それによりますと、加害者女性(判決時19

歳)に約5,000万円の支払いを命じました。

被害者女性は、加害者の父親にも損害賠償請求をしていたのですが、父親の責任は否定されました。

また、別の事故例では、白線実線内を歩行していた老女が、電柱を避けて車道に進出時、無灯火で自転車を運転して対向進行してきた中学生(当時14歳)と衝突したケースで、老女が頭部外傷による後遺障害2級の障害を残しました。

老女は、中学生の両親に監督責任があったとして損害賠償請求しましたが、裁判所は、加害中学生の責任を肯定するも、事故歴などはなく、普段問題行動などなかったことなどから両親の監督責任を否定しました。

この判決で、中学生の損害賠償金は、合計約3,120万円となりました。

老女の過失割合15%と既往症の減額20%適用後でも、大きな賠償金額となりました。

その他高校生による事故例を挙げると

*被害者に脊髄損傷による麻痺の後遺障害が残った。

賠償金額 6,008万円

*帰宅途中、街灯のない道で歩行者に衝突して死亡させた。

賠償金額 2,650万円

*道路右側を走行中、対向進行してきた主婦の自転車と接触し、転倒させ、死亡させた。

賠償金額 2,650万円

このように高額賠償判例が増えております。

高額になる理由は、ただ単に傷害の程度が重いかからというわけではなく(もちろん、傷害の程度も重要です)、年齢、仕事(年収)、後遺障害に

よる逸失利益、などの諸般の事項から算出される損害すべてを基にするためです。

最初の診断で「全治1ヶ月だった」といっても、治療費・交通費・雑費・休業損害・診断書代・慰謝料など、その他諸々を支払った後、後遺障害何級といった障害が残ったら、さらにその影響による逸失利益を、就労可能年数を出し、中間利息を控除して算出すると、数百万～数千万円といった高額賠償金を支払うことになります。

このような、高額賠償金を支払うことにより、支払った家庭では、大きな財産流出となり、家計に大きなダメージを残します。

また、所有する金融資産を超える賠償金額となった場合でも、それで免責とはならず、所有するすべての財産(土地、建物を含む)を売却し現金化して、賠償金に充当しなければなりません。

自転車による事故の損害賠償金支払いに備える保険に「個人賠償責任保険」があります。

個人賠償責任保険は同居の家族(親族のみ:配偶者と結婚歴のない未婚の子は別居でも可)全員が補償の対象となります。

単体でも販売されており、1億円の保険金額で年間保険料が2,000円となります。

また、自動車保険に特約として付帯できる個人賠償責任保険特約の場合は、事故解決への優れた機能「示談交渉サービス」付きにもかかわらず、無制限(国内のみ:海外は1億円まで)という安心保険金額でも保険料は、年間970円(あいおい損保の場合)と大変リーズナブルな保険料設定となります。

個人賠償責任保険は、家庭のリスクに広範囲に対応できる損害保険の優等生です。

◇北京オリンピック雑感

北京オリンピック開催前には、さまざまな問題が発生し、開催・運営が危ぶまれていました。

それにもかかわらず、いざ開会してみれば、やはりオリンピックモードになりました。

中国人の強いナショナリズムに少し食傷気味な思いを持っていた自分自身が、テレビの前で、日本選手やチームに熱く応援していました。

今回は女性アスリートの活躍が印象的でした。柔道、レスリング、ソフトボールで金メダルを獲得しました。

メダルには届きませんでした。サッカー、バドミントン、卓球、カヌーなどいままで世界との距離が大きかった種目でも大活躍していました。

残念なのは、私が一番期待していたマラソンの野口みずき選手が出場断念したことでした。結果も日本勢の3連覇とはなりませんでした。

男性陣も健闘しました。水泳平泳ぎの北島選手による100m、200mでの2連覇は見事です。

柔道では、国際化が進み日本人選手がメダルを独占することは困難な状況となりました。

期待の星野ジャパンがメダルを逃しましたが、陸上100m×4のリレーで銅メダルを取ったときは大変興奮いたしました。

やはりオリンピックは楽しめますね。

◇営業時間の変更になります

10月1日(水)より営業時間の変更になります。月曜日から金曜日までの9時～17時30分となります。

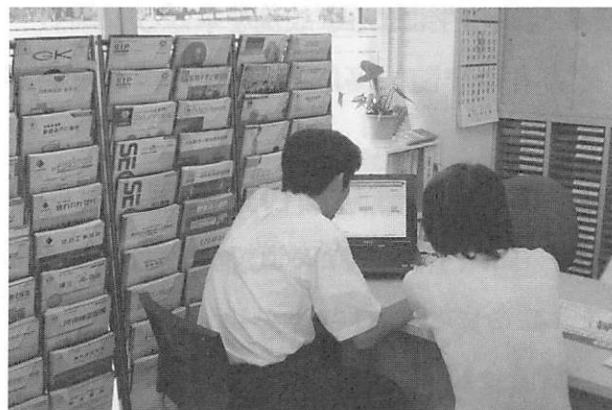
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、お盆は基本にお休みとなります。

保険会社における商品開発や改訂、業務や法律の変化が大変激しく、お客様に対し適正かつ合理的な保険の提供、そしてご満足いただけるコンサルティングをするべく社内、社外研修などの研鑽を積む時間が必要となりました。

そのため、営業時間は多少減少しますが、いままでも以上、皆様に対する安心の提供とシンプルでわかりやすい説明、そしてスムーズな保険金支払いのサポートを推進いたします。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

また、新しい会社案内を同封しておりますので、ご覧いただければ幸いです。



発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 木村正照 阿部 信 工藤 進 大西忠兵衛 佐藤豊彦 阿部 尊
高橋詔之 高橋治子 浅見洋子 大木隼人 深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail tide@mm.newweb.ne.jp